

個人事業税（県税）についてのお知らせ

○個人事業税の概要

個人事業税は、事業を営む個人の方で、県内に事務所または事業所を有する方に課される県の税金です。原則として、前年の不動産所得および事業所得から各種控除した額に対して課税されます。

課税対象となる業種は、主として商工業など、いわゆる営業に属する第一種事業（物品販売業、不動産貸付業、製造業、請負業など）、畜産業、水産業などの第二種事業（主として自家労力により行うものを除く）および医業、法務業などの自由業に属する第三種事業（医業、歯科医業、弁護士業、理容業など）があります。

それぞれの税率は次のとおりです。

第一種事業..... 5 % 第二種事業..... 4 %

第三種事業..... 5 %（ただし、あん摩・マッサージまたは指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業、装蹄師業は 3 %）

○納税方法と納期限

下北地域県民局県税部から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めてください（税額が1万円以下の場合には8月に全額納めることとなります）。

納期限は、第一期分が8月31日（金）、第二期分が11月30日（金）となります。

納付につきましては、金融機関や県税部の窓口のほかにコンビニがご利用できます。

また、口座振替もご利用いただけますので、金融機関・県税部にてお申し込みください。

【お問合せ】下北地域県民局県税部 課税課 ☎22-8581（内線208）

青森県河川砂防課からのお知らせ

●これからの台風シーズンに備えて.....河川防災情報を提供しています。

◆ご家庭のテレビで、河川の水位と雨量が確認できます。

「地上デジタル放送」の「データ放送」で、河川防災情報（水位や雨量）をわかりやすく、リアルタイムにご家庭のテレビで確認できるようになりました。

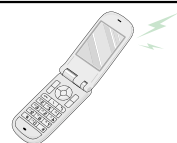


●操作方法は至って簡単。
NHK総合にチャンネルを合わせ、テレビのリモコンの「dボタン」を押して、TOPメニューの「防災・安心情報」を選び、決定ボタンを押して「河川水位・雨量」を選択します。

◆洪水への警戒と避難準備に「洪水おしらせメール」を活用しましょう。

●洪水おしらせメールとは、

みなさんがお住まいの地域を流れる「川の水位情報」を、お手持ちの「携帯電話にメール」でお知らせします。
時間的な余裕をもって、洪水に対する心構えや避難準備ができます。



※詳しくは青森県庁ホームページ

<http://www.pref.aomori.lg.jp/>へアクセスし、「お知らせメール」を検索。

【お問合せ】県土整備部 河川砂防課 企画防災グループ ☎017-734-9662
下北地域県民局地域整備部 河川砂防施設課 ☎22-1231